

平成30年度

第2回佐久市国民健康保険運営協議会議事録

日時 平成30年12月21日（金） 午後1時30分～午後3時

会場 佐久市役所 7階 701会議室

出席委員 15名

公益を代表する委員 3名

保険医等を代表する委員 4名

被保険者を代表する委員 6名

被用者保険等の保険者を代表する委員 2名

欠席委員 5名

事務局 10名

1 開 会

情報公開の承認等

2 諮 問

3 会長あいさつ

4 部長あいさつ

5 議事録署名委員の氏名（2名） 大森委員、春日委員

6 会議事項

（会 長）

- ・はじめに、協議事項の（1）佐久市国民健康保険税率等の見直しについて、①の協議内容についてから③の今後の佐久市国民健康保険会計収支の見込みについてまで、事務局より一括して説明をお願いします。

（事務局）

（1 ページ 「佐久市国民健康保険税率等の見直しについて（諮問）及び佐久市国民健康保険税の平成31年度からの税率等（諮問）に係る協議のポイント」について）

- ・資料の1ページの左側は、先ほどの諮問に係る諮問書の写し、右側は諮問に係る協議のポイントである。
- ・これまでは、市町村ごとに、国保被保険者に係る保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の支払額に応じて、その財源の一部となる国保税を確保するために保険税率等を設定していた。
- ・平成30年度からの国保制度改革後は、長野県において、県内全市町村国保分の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金を一括して支払うため、その財源の一部として、各市町村に「国保事業費納付金」を請求してくることとなった。この納付金は、被保険者数、世帯数、所得額、医療費の割合に応じてそれぞれの市町村に配分される。
- ・市町村国保では、この事業費納付金を納付する、また、保健事業など市町村独自で事業等を行うために必要な国保税を確保することとなり、国保税を賦課する目的が今年度から変わっている。

- ・その上で以下の2つのポイントをまとめている。
- ・一つとして、平成31年度及び平成32年度の税率等についての協議に当たっては、(1)の長野県による平成31年度の国保事業費納付金の試算結果と、(2)納付金を基に推計した平成31年度及び平成32年度の会計収支の見込みを基にして、税率等についてどうするのかをご協議いただきたいと考えている。
- ・なお、納付金は、本算定が1月に行われ、結果が出そろうのは2月中旬になってしまうため、協議で使用するのには、12月初旬までに行われた試算結果である。
- ・2つ目は、長野県国民健康保険運営方針を踏まえた、国保税の算定方式(資産割)についてである。現状佐久市では、資産割を含めた4方式をとっているが、保険料率の県内統一に向けて、3方式というのが運営方針に示されている。移行時期等について、ご意見をいただきたい。

(2ページ～6ページ 平成31年度国民健康保険事業費納付金等の試算結果について)

- ・佐久市の平成31年度の納付金(一般被保険者分)は、平成30年度の納付金と比べて約1億5,300万円の大幅な増額で、率では6.13%増となっている。
- ・合計欄の約7,400万円の括弧書きについては、医療費は2年後に確定するため、社会保険等からくる交付金もまた精算され、その影響額を表している。精算額の減少は、納付金が増えた大きな要因となっている。
- ・標準税率については、平成30年度の確定係数時のものとの比較でかなり上がっているが、率だけでは分からないため、後程、一人当たりの税額の所で説明をすることとする。
- ・3ページは前提条件の一つである試算に当たっての国からの公費で、全国ベースでは約1,600億円の追加公費が見込まれている。長野県においては約25.3億円(昨年比較1.2億円の増)となっている。

【平成31年度の被保険者数・世帯数(一般被保険者分)の見込みについて】

- ・国から示された全国一律の推計方法により、平成30年8月末現在の実績を活用して、平成28年度から平成29年度の伸びを参照し、推計をしている。
- ・県内全体の月平均の被保険者数は約45万1千人で、2万3千人程減少する見込みである。
- ・佐久市は2万1,688人で、平成30年度より779人減少する見込みである。

【平成31年度の医療給付費等（一般被保険者分）の推計について】

- ・県内全体の医療給付費等の推計は、これも国から示された係数、方式等で試算したものである。このうち医療給付費については、昨年比較で約13億円減少している。後期高齢者支援金、介護納付金を含めた全体でも約12億円の減少である。その推計額から国・県等の公費を除いた、長野県全体の市町村が支払う納付金額は約572億円で、平成30年度と比較すると約21億円増えている。
- ・なお、572億円のうち約26億5千万円分が佐久市の納付金額であり、21億円の増に対して、佐久市は1億5,300万円増加している。

【医療費指数について】

- ・納付金を各市町村に配分するための基準となる医療費指数（平成27年度から平成29年度までの平均で、全国平均を1としたときに長野県または佐久市がどの位置にいるかを示している。）について、長野県平均は0.943で、全国平均よりも低くなっている。
- ・佐久市はさらに低い0.929で、昨年より0.007ポイント下がっている。県内77市町村中では、高い方から29番目（昨年が31番目）であり、昨年より順位は上がっている。
- ・なお、佐久地域（11市町村）の中では一番高い数値であり、長野県全体の指数の格差（開き）は1.95倍で、佐久地域は約1.2倍となっている。

【一人当たり総所得額について】

- ・一人当たり総所得額の県平均（単純平均）は55万2,513円であり、佐久市は50万4,680円で、昨年より6,191円、1.24%増えている。県内77市町村中、高い方から52番目で前年が54番目なので、若干上昇した。
- ・なお、佐久地域の中では低い方から2番目であり、長野県内の最大・最小の格差は2.8倍で、佐久地域は2.16倍となっている。地域ごとで見ると、佐久地域は県内で一番格差が大きい。県内でも所得が上位の市町村が多く格差が大きくなっている。

【一人当たり納付金額（激変緩和前）について】

- ・一人当たりの納付金額の県平均（単純平均）は13万623円であり、昨年より1万475円、8.72%増えている。
- ・佐久市は12万2,136円で、昨年より1万1,041円、9.94%増えている。県内では、高い方から53番目（前年度は50番目）であり、若干順位を下げている。
- ・なお、佐久市は伸び率が高いが、佐久市以上に伸びている、また、納付金額が高い市町村がかなりあると考えられる。県内の格差は、金額ベースで

1. 9倍であり、高いところでは、平成28年度からの単年度平均で10.27%伸びている市町村もある。

【激変緩和措置について】

- ・激変緩和措置とは、平成30年度からの制度改革によって納付金が増加となった市町村について、6年かけて徐々に緩和していく制度である。丈比べ先の平成28年度から増加した市町村が71市町村、減少が6市町村となっている。
- ・措置の基準は、一人当たりの納付金額が平成28年度と比較して単年度平均103.4%を超える増加となった場合に、激変緩和措置が行われる。この激変緩和に44市町村が該当しており、措置金額は、県全体で約17億3,000万円となっている。
- ・なお、激変緩和措置後の最大・最小の格差については、緩和前の格差が1.90倍であったのに対して1.84倍まで引き下がっている。

【一人当たり納付金額（激変緩和後）について】

- ・激変緩和後の県内の一人当たり納付金額は12万6,790円で、激変緩和前と比べて、約3,800円、約3%下がっている。
- ・なお、佐久市は激変緩和市町村に該当しない。理由は、平成30年度から平成31年度の単年度の伸び率は9.94%であるが、丈比べ先の平成28年度から3年間の平均伸び率は3.39%であり、基準の3.4%には届かないため、激変緩和対象ではない。また、激変緩和措置を受け納付金額が下がっている市町村もあるため順位が変わり、佐久市は53番目から40番目になっている。

【納付金額が増加した理由について】

- ・県全体の納付金額が21億円増加した主な理由は、平成30年度の確定係数時と比較して、一人当たりの医療給付費等が増額となったことのほか、歳入の公費が31億円減少しているためである。
- ・特に減少額が大きかったのは、前期高齢者交付金（約33億円の減少）である。前期高齢者交付金の減少理由は、平成31年度では平成29年度分の精算で約21億円返還しなければならず、平成30年度では平成28年度分の精算で追加交付約4億円があったため、その差額の約25億円が減収になっている。加えて、当年度分で約8億円減っているため、合計約33億円の減少となっている。
- ・なお、佐久市の前期高齢者交付金の精算は、平成29年度精算分が284万円の返還で、追加交付となった平成30年度における平成28年度精算分と比較して約5,800万円減少している。
- ・市町村個々の主な増減の理由は、所得水準、医療費水準、被保険者数、世帯

数について、佐久市では、一人当たり総所得額が増えており、県内順位も上昇している。また、医療費水準について、医療費指数が若干下がったが、県内順位は上昇している。さらに公費の精算額の影響について、前期高齢者交付金の約5,800万円の減少を含めて、平成30年度と比べると、全体では約7,400万円減少している。その分は納付金に上乗せされていることになる。

【確定係数による算定に向けての変更点について】

- ・今回の試算には消費税率の引き上げ（8%→10%）による影響分が反映されていない。どのくらいの影響になるかは国の予算編成での対応となるため、今の時点では分からない。ちなみに、平成26年度の引き上げ時は、診療報酬改定をプラス1.36%、介護報酬改定をプラス0.63%としているため、今回も上がるのではないかと想定される。
- ・この試算結果を参考として、市町村での対応について県から通知が来ている。標準保険料率は市町村国保の個々の事情を考慮していない。各市町村において税率設定をする際には、それぞれの事情を考慮して、被保険者の負担に十分配慮した設定を行うこと。特に平成31年度については、前期高齢者交付金の精算額が反映されているため、納付金が増えているので、これまでの余剰金や基金・積立金を活用して、実際の保険料率の上昇を抑えるよう通知されている。

【一人当たり保険料（税）必要額について（市試算）】

- ・試算結果を参考にして、一人当たりの保険料必要額を市で試算した。保険税軽減後の単純平均で9万7,483円となった。前年度の確定係数時と比較して7,773円、8.66%の増となっている。また、平成28年度実績との比較では1万523円、12.10%の増となっている。平成29年度では、平成28年度と比較して、一人当たり11.1%の値上げをさせていただいたところであるが、それを上回る率となっている。
- ・なお、12月5日の新聞の記事に今年度6月末の本算定時の一人当たりの保険料（税）額の状況が載っている。佐久市は9万7,572円で、今後増減があると思うが、高い方から16番目となっている。金額については、今回の納付金試算に伴う一人当たり保険料（税）必要額と同水準である。
- ・以上、納付金の試算について説明させていただいたが、納付金額は佐久市の国保財政に大きなウエイトを占めており、その増減により大きく左右されてしまうため説明させていただいた。

(7 ページ 佐久市国民健康保険 年度平均被保険者数の推移 (H28-H29) と推計 について)

- ・被保険者数について、納付金の試算における推計とは別に、佐久市の事情を考慮して推計したもの。平成29年度までは実績、平成30年度以降は月平均の被保険者数の見込みである。
- ・平成30年度以降の被保険者数は徐々に減少していく。平成34、35年度あたりから団塊の世代の皆さんが75歳に到達し、後期高齢者医療保険に移行するため、減少幅が一段と増えるものと推計している。

(8 ページ 佐久市国民健康保険財政の今後の見込み (収支推計額と推計方法) について)

【歳入】

- ・国民健康保険税の収入額は、平成30年度は9月末現在の数値を基に推計をしている。次ページをご覧くださいと、一人当たり収入額の徴収分と税軽減繰入分を足したものは、ほぼ毎年度一定と見込んでおり、そこに推計した被保険者数を乗じることで推計をしている。
- ・県支出金のうち普通交付金は、歳出の保険給付費(療給・療養・高額・審査)の合計額と同額が県から交付金として交付される。保険給付費の支払いが市町村になっているが、市町村が支払った納付金に加え、国、県、社会保険からの負担金・交付金を含めて、その財源は全額県が支出するため同じ金額になる。
- ・一般会計からの基準内の繰入については、給与費等分、税減額分、交付税算入分などである。
- ・基準外の繰入については、法定外の繰入と言われているものだが、平成27年度より繰入を行ってきており、平成30年度は1億3,570万円を見込んでいる。しかしながら平成31年度以降は計上していない。これまで財政健全化計画に基づき、収支が不足する部分、言い換えると保険税の急激な値上げを緩和するために基準外の繰入を行ってきたが、ここ数年に至っては、繰入を除いても収支がプラスになっている状況であり、基準外の繰入を含めると、3~4億円と大きい金額になっている。このことから、すでに収支の不足を解消する等の目的が達成されていると考えられ、財政当局とも協議し、平成30年度をもって終了することとした。
- ・なお、平成31年度以降毎年度約250万円の金額が入っているが、これは、子ども福祉医療費の現物給付化の関係で国民健康保険の国庫補助金が減額される分について、県との折半になるが、市の持ち分について繰り入れにより補てんすることとしており、その額を計上している。このことにより、減

額分が国保被保険者の負担になることはない。

- ・前年度繰越金について、平成30年度は平成29年度からの繰越金なので、既に確定している。平成31年度以降は、その前年の歳入歳出差引額（形式収支）がそのまま歳入額として入っている（収支の状況を分かりやすくするため、基金への積立はこの推計上していない）。

【歳出】

- ・事業費納付金について、医療給付費分は、平成31年度では精算分があり増額となっているが、平成32年度には一旦下がり（平成31年度における精算による一時的な増加分を考慮）、平成33年度以降は再び上昇すると見込んでいる。また、後期高齢者支援分は、精算の影響はあるものの、徐々に後期高齢者医療保険の被保険者が増加していくため、医療費が膨らみ、支援金の単価が伸びるものと推計している。さらに、介護納付金についても、同様に伸びていくと見込んでいる。
- ・償還金について、平成30年度は約2億円となっている。これは、国庫負担金について、平成29年度では追加交付があり、実績より多く交付されており、精算による返還金が多額となっている。前年度繰越金も約4億900万円と多額となったが返還する額も大きい。
- ・平成31年度以降の国庫負担金等の返還は県が行うことになるので、市町村からの返還金は無くなる。この分について金額的に減少する。
- ・なお、平成33年度においても、金額が大幅に減少しているが、平成30年度から平成32年度にかけて、平成27年度に一般会計から借入れた1億9,000万円を分割して返還することとしており、平成33年度以降は返還がなくなるため減少している。

（10ページ 佐久市国民健康保険特別会計（事業勘定）収支推計表 について）

- ・平成30年度も前々年度の精算金が約1億6,500万円の追加交付等となるため、これが収支にプラスに働いている。また、一般会計からの基準外の繰入も約1億3,500万円を現段階で見込んでいることから、合わせて歳入歳出差引額約3億6,500万円のプラス収支となる見込みである。
- ・平成31年度以降、そのプラス収支分を繰越金として歳入に計上している。その繰越金を含め歳入歳出の差引額が、平成31年度が約2億6,600万円、平成32年度が約1億6,200万円ということで、平成30年度の繰越金を徐々に使いながら、今回の見直しに係る2年間は、プラスの収支で運営できると見込んでいる。
- ・なお、この先の平成33年度以降の推計は、平成33年度は歳入と歳出がほぼ均衡し、平成34年度はマイナスとなってしまう可能性があるから見込んでい

る。

- ・単年度の実質的収支は、平成31、32年度はマイナスであるが、平成30年度の繰越金を活用することにより、平成31、32年度は乗り切れると考えている。そのような見込みを踏まえて、この後、今回の見直しに係る税率等の原案を説明させていただく。

(会 長)

- ・ただいま事務局より説明があったが、委員の皆さんから「試算結果」、「収支見込み」の内容について、質問等がありますか。

(事務局)

- ・納付金は精算額の多寡により影響が出てくる。佐久市では、平成30年度は約1億6,500万円のプラスの精算で、平成31年度は納付金の試算時に県から通知された金額が約9,100万円のプラス精算となっているが、約7,400万円の減収となることは先程説明したところである。この交付金や支援金などの精算は、平成32年度以降は大きい県単位での精算になってしまい、市町村国保個々での精算は行なわれなくなるため、佐久市が個別に受けていた約1億6,500万円(平成30年度)、約9,100万円(平成31年度)のプラス要素は、なくなると考えられる。不透明な部分もあるが、77市町村全体額を均すのではないかと考えられるため、全体がプラスであれば、プラスで均されるであろうし、マイナスであれば、一律マイナスで計算されてしまうと考えている。

(委 員)

- ・今回の諮問の内容は、平成31、32年度の税率等についてということだと思うが、説明の中で、今回平成31、32年度は繰越金対応でなんとか乗り切れる。ならば、今の時点では今の税率のままいてもなんとかやっていると理解してよいのか。それと、この諮問は、仮に税率等を引き上げたとなった場合に、平成31年度から実施していくのか。諮問の期間について、我々は来年の6月で任期が切れることになるが、1年間かけて議論するのか、それとも今年度末までに方向を出すのか、その辺のスケジュールをお聞きしたい。

(事務局)

- ・今回の諮問に係る税率については、平成31、32年度の話になる。スケジュール的にはここで方向を出してもらいたいと考えている。
- ・平成31年度の納付金はまだ試算の段階のものであり、消費税の影響についても考慮していないので、本算定では試算より納付金が増える可能性もある。しかし、基金も約12億円確保出来ていることから、万が一収支に不足をきたすような状況となっても対応出来るものと考えている。また、繰越金も、

平成30年度である程度出る見込みなので、2年間については、乗り切れるのではないかと考えている。平成31年度は一時的な要因により、長野県全体、佐久市も納付金が増えているということもポイントではないかと考えている。1年かけて協議ということではなく、今回方向を決めてもらいたいと考えている。

(委員)

- ・新聞に出ている通り、佐久市はおそらくまた税率が上がるだろうと、世間では噂になっている。今回きっちりやっておかないと、と思う。

(委員)

- ・県からの試算とほぼ同じということで、そのまま税率を上げないで推移して、少なくなったら、次の見直しで引き上げということでよいのではないか。

(事務局)

- ・毎年納付金の算定をするので、県の標準税率に合わせるという考え方もあるが、毎年納付金の状況により税率等を上げ下げしなければならなくなり、被保険者にとっても税額を見込むことが難しくなる。介護保険や後期高齢者医療保険では2～3年の安定期間があるように、国保についてもある程度平準化していただきたいと要望している。

(会長)

- ・よろしければ、「試算結果」、「収支の見込み」を踏まえた上での、平成31年度からの2年間の国保税率等について、事務局ではどのように考えているのか、事務局案の説明をお願いします。

(事務局)

- ・平成31、32年度の国保税率等について、事務局では「据え置き」と考えている。
- ・理由は、先程説明した平成31年度の県の納付金の試算額が大幅に増額となったが、精算金の影響で一時的な部分も含まれていると考えられ、その後は同じような状況が続くことはないと考え。また、市の平成31、32年度の収支については、平成30年度の繰越金を活用することで収支不足は避けられる見込みであるが、不測の事態になっても、基金を活用できると考えている。
- ・しかしながら、試算では消費税増税による影響が反映されていないため、この影響がどのように出るのかという不安もある。さらには、平成32年度は定期の診療報酬改定、平成33年度から適用となる税制改正（基礎控除の引き上げ）が予定されているため、国保財政の収支に影響を及ぼすことが懸念される。
- ・ここ数年は動きが激しくなるであろうということもあり、そのような状況も見ながら、基金も残高を確保出来てきていることから、被保険者の負担も考慮し、今回は状況を見る必要があるのではないかと考え、「据え置き」が適当である

と考えている。

- ・3方式による保険税算定については、長野県の運営方針の保険料水準の統一についての所に、「・・・段階的な取組の方向性及び目標年次を含めたロードマップについて、市町村と意見交換しながら、本方針の次期改定時（平成32年度）までに検討する。」とある。現状、いつまでに保険料を統一するとか資産割をいつまでに無くしなさいということは方針には定められていない。これからロードマップを作りましょうということであり、スケジュールが分かったところで3方式に移行していくのが適当ではないかと考え、次期平成33年度以降の税率等の見直しの協議が平成32年度までに行われることから、これに併せて移行に関する検討を行うこととし、移行時期を平成33年度以降としたらどうかと考えている。

(会 長)

- ・事務局より、平成31年度からの2年間の税率については、据え置くことが適当である。また、3方式による保険税の算定への移行については、税率等の統一に向けての具体的スケジュールが示されたところでの対応とするとの案が出ましたが、委員の皆さんからのご意見をお伺いしたいと思います。
- ・なお、本日協議会としての方針を決定したいと考えておりますので、このことを踏まえて委員の皆さんからのご意見を出してください。

(委 員)

- ・運営方針の2ページに「一人当たり保険料調定額の格差は、最大3.4倍であり、全国で一番格差が大きい。」というのは所得格差等が大きいのか？

(事務局)

- ・こちらは方針策定当時の状況であるが、長野県は全国で一番格差が大きい。今回平成30年度の数値が出たが、おそらく一番になると思われる。保険料額の違いは、各市町村の医療費の状況による。
- ・なお、料率と所得について、同じ100円をいただくにしても、所得が高ければ所得割の率が低くてすむが、所得が低ければ率を上げなければならないというイメージになるので、率が高いから一人当たりの税額が高いというわけではない。所得と率の両方を見ていかなければならない。

(委 員)

- ・結論からいうと「据え置き」ということで良いと思う。国保の運営で繰越、基金を積み立ててきたということで、それがあから出来ることであって、大変良かったと思う。次期の見直しは、うまくいくか分からないが、ぜひ次期もそういうことを見据えながら運営していただきたいと思っている。

(会 長)

- ・他に意見がなければ、市長からの諮問に対する当協議会の答申の方針についてお諮りします。
- ・平成31年度からの佐久市国保税率等については、「据え置き」とすること、また、保険料等の統一に向けた「3方式」への移行時期は、長野県におけるスケジュールが示される平成33年度以降とすることでご異議ありませんか。

(委 員)

- ・異議なし

(会 長)

- ・ありがとうございました。それでは、さように決定します。次に(2)のその他ですが、この決定を受け、次回の協議会では、答申書を協議することになりますが、事務局から開催予定などについてお願いします。

(事務局)

- ・ただ今、平成31年度から2年間の税率等についてお決めいただきましたので、次回、その決定事項を反映した答申書について、ご協議いただきたい。こちらの日程で恐縮ですが、年明け1月10日(木)の午後1時30分からお願いしたい。

(会 長)

- ・ただいま、事務局より年明け1月10日(木)の午後1時30分に答申について協議の依頼がありましたが、そのような日程でお願いしたいと思います。
- ・続きまして、7番の「その他」ですが、事務局の方から何かございますか。

(事務局)

- ・特にありません。

(会 長)

- ・委員の皆さんからは、何かございますか。

(委 員)

- ・特になし

(会 長)

- ・それでは、特にないようですので、本日の日程につきましては、すべて終了いたしました。進行を事務局に戻します。

8 閉 会

議事録署名委員

議事録抄本には議事録署名委員の署名・押印をいただいております。